

★ 令和7年12月2日以降における被保険者証等の対応について

○ 健康保険被保険者証の保有者（2024年12月1日以前の資格取得者）

12月2日以降、無効となった被保険者証の返却は不要です。各自で処分（個人情報の漏えいや不正利用防止の観点より裁断等）をお願いします。

○ 資格確認書の交付対象者以外の方

原則、マイナ保険証で受診する。

ただし、マイナンバーカードを紛失した場合や、電子証明書の有効期限※を経過した場合等で、資格確認書が必要となった場合、「健康保険資格確認書（再）交付申請書」により健康保険組合宛に交付申請をしてください。

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限経過後、3か月間は医療情報の連携はできなくなりますが、資格の確認、保険証利用は可能です。電子証明書が切れる前に市区町村から更新案内が届きますので必ずご確認ください。保険証の機能以外にもすべて停止になりますので、ご注意ください。

○ 資格確認書の交付対象者

マイナ保険証を利用することで、過去の診療情報を医師と共有することができるなど、質の高い医療を受けることが可能となるほか、医療費が高額となった際の手続きも簡単になりますので、ぜひマイナ保険証の登録をお願いします。また、登録後は資格確認書の返却をお願いします。

なお、今回交付した資格確認書の有効期限（令和8年12月1日）までに、引続きマイナ保険証の登録がない場合は、改めて資格確認書を交付します。

※保険証完全廃止後の詳細は別途、通知いたします。

★ 冬季賞与支払届の提出について

日本年金機構から送付される「被保険者賞与支払届」を使用してください。賞与支払届にご記入後、記入していただいたもの（原本）を厚生年金分、コピーしたものを健保組合分として各一部ずつ提出してください。その際、被保険者番号が年金番号になっておりますので、健保組合分は被保険証番号に訂正して下さい。70歳以上の被保険者についても、日本年金機構から届いた「厚生年金保険70歳以上被用者」の賞与支払届をコピーし健保分を作成して下さい。また、届出人数や支払合計額の確認のため、健保組合分として「健康保険被保険者賞与支払届連絡票」も併せてご提出をお願いします。

また最近、日本年金機構の事業所調査により、賞与支払届を2年間遡及して届出されるケースがありますので、賞与支払届の未提出にはくれぐれもお気お付けください。

★ ウォーキング・キャンペーン記録表の提出について

現在「第32回」ウォーキング・キャンペーンを実施中ですが、ウォーキング・キャンペーンの記録表を提出していただく際に、必要事項の記入が漏れている方や不鮮明な方が多数見受けられます。記録表を提出していただく際には、事業所名・被保険者証の記号番号・参加者氏名・合計歩数を必ず記入してください。

記録表の提出期限は12月15日(月)までとなっておりますので、期日までに健保組合へご提出ください。

